

平成 16 事業年度

(第 1 期事業年度)

事業報告書

平成 17 年 6 月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

目 次

独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

1．設置目的及び業務の範囲	1
2．センターの所在地	1
3．資本金	1
4．役職員の状況	1
5．沿革	2
6．設立の根拠となる法律名	2
7．主務大臣	2
8．審議等機関	3
（1）運営評議会	
（2）研究活動委員会	

事業の実施状況

1．業務運営の効率化に関する目標を達成するために実施した措置	4
（1）組織の整備状況	
事務組織の状況	
研究組織の状況	
（2）外部委託の検討・実施状況	
（3）事務情報化の推進状況	
（4）経費の削減状況	
運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の実施状況	
大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況	
2．国民に対して提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために実施した措置	5
（1）国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	
財産管理に関する協力・助言	
財産処分に係る協力・助言	
（2）施設費貸付事業及び施設費交付事業	
施設費貸付事業	
施設費交付事業	
（3）寄附金の受入れ及び配分	
（4）高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	
大学の財務・経営に関する調査研究活動	
内外の高等教育財政に関する調査研究活動	

<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析 IMHE事業等への参加 調査研究成果の公開 (5) セミナー・研修の開催・実施 <ul style="list-style-type: none"> 大学トップマネジメントセミナー 大学財務・経営セミナー 大学職員マネジメント研修 (6) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 「英国における大学経営の指針(続)」の刊行・提供 ガイドブック等の作成・配布 国立大学法人等財務管理等に関する協議会の開催 (7) 財務・経営の改善に関する協力・助言 <ul style="list-style-type: none"> 財務・経営改善の情報提供、経営相談 教育研究用機器の有効活用 (8) 大学共同利用施設の管理運営 <ul style="list-style-type: none"> 学術総合センター共用会議室の管理運営 キャンパス・イノベーションセンターの管理運営 (9) 旧特定学校財産の管理処分 <ul style="list-style-type: none"> 大阪大学医学部跡地の状況 広島大学本部地区跡地の状況 東京大学生産技術研究所跡地の状況 (10) 承継債務償還 	13
3. 短期借入金の状況	13
4. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画に対する実績	13
5. 剰余金の使途	13
6. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	13
<ul style="list-style-type: none"> (1) 人事に関する計画に対する実績 <ul style="list-style-type: none"> 柔軟な組織体制の構築 人事交流 職員の研修 	

独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

1. 設置目的及び業務の範囲

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（以下「センター法」という。）（平成15年法律第115号）に基づいて設置された機関であり、センター法第3条の「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」の目的を達成するため、センター法第13条において次の業務を行うこととされている。

国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。

国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。

国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。

高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。

国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。

前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2. センターの所在地

千葉県千葉市美浜区若葉2-12

3. 資本金

センターの資本金は、平成17年3月末で96億1百万円となっている。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものである。

土地については、学術総合センターの土地の4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、24億31百万円である。

建物については、学術総合センター40億91百万円、キャンパス・イノベーションセンター東京（CIC東京）15億59百万円、キャンパス・イノベーションセンター大阪（CIC大阪）14億74百万円となっている。

4. 役職員の状況

独立行政法人通則法第18条及びセンター法第6条の規定に基づき、役員として理事長、理事及び監事が置かれている。

また、総務部及び研究部に教職員が26名配置されている。

(H17.3.31現在)

役員	総務部	研究部	計
4	22	4	30

5. 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなった。

平成4年4月1日 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため、関係局（部）課による連絡協議会が発足

平成4年4月10日 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定
準備室長に前川 正が就任
創設準備室を文部省内に設置

平成4年5月6日 「国立学校財務センター」の設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布

平成4年7月1日 「国立学校財務センター」設立。
初代所長に前川正（前群馬大学長）が就任

平成11年4月1日 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任

平成15年7月16日 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律115号）が公布

平成16年4月1日 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立
初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任

6. 設立の根拠となる法律名

「独立行政法人通則法」及び「独立行政法人国立大学財務・経営センター法」

7. 主務大臣

センター法第21条により主務大臣は、文部科学大臣とされている。

8. 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく次のような機関を設置している。

(1) 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等(20名以内)からなる「運営評議会」を設置している。

(2) 研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっている。

事業の実施状況

平成16年度においてはセンターでは、年度計画に基づき次の事業を行った。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために実施した措置

(1) 組織の整備状況

事務組織の状況

事務組織については、センター法の公布・施行に伴い、平成16年4月1日から、理事長・理事の下、独立行政法人化前同様1部（管理部）3課（総務課、施設助成課、経営支援・研修課）制としたが、その後、業務内容の変更に伴い、逐次組織の見直しを行った。

ア. 発足当初

事務組織の人員については、独立行政法人化前は全体で16人体制であったが、法人化後、6人増の22人体制でスタートした。

これは、センター法に規定された施設費貸付事業及び施設費交付事業、また、センター中期目標に定められた大学共同利用施設（学術総合センター共用会議室及びキャンパス・イノベーションセンター）の管理運営業務という新たな業務に対応するために増員したものであり、課の名称も業務内容に応じて変更した。

イ. 組織の見直し - 1

また、センターにおいては、平成17年度を目途にセンター法に規定するセンター債券（施設費貸付事業に係る資金調達（財投機関債））の導入を目指しており、そのための情報・資料収集、企画立案体制を整備するため、平成16年6月、管理部に課長相当の「調査役」をスタッフ職として設置（「施設専門員」の振替）した。

ウ. 組織の見直し - 2

さらに、平成17年度政府予算案において、センター債券の発行が認められたところから、平成17年度には、センター債券発行に係る企画・立案とともに、確実な実施を求められることとなった。このため、センターにおいては、債券発行に関するより高度な専門知識を有する人材が不可欠となり、平成17年4月からの体制に備え、平成17年3月に、これら業務を担う部長相当職のスタッフ職である「審議役」を設置（「調査役」の振替）した。なお、審議役の設置に伴い、施設費貸付事業及び施設費交付事業の業務等をより効率的・効果的に実施するため、当該審議役にこれらの業務も併せ実施させることとした。

また、管理部の名称は、様々な新たな業務も加わっていることから、この機会に、その名称を最も適切と考えられる「総務部」に変更した。

研究組織の状況

研究組織については、法人化前と同様、研究部を置き、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制とした。

なお、研究部の人員についても、法人化前と同様、4人（常勤）及び7人の客員教員（うち1人は外国人客員教員）とした。

(2) 外部委託の検討・実施状況

本年度は、法人化後新たに加わった事業である大学共同利用施設（学術総合センター共用会議室及びキャンパス・イノベーションセンター）の平日、土・日、祝日の受付・窓口業務、学術総合センター共用会議室の利用に係る平日、土・日、祝日の昼・夜間の会場設営等管理業務について利用者の便を図る観点から外部委託とした。

(3) 事務情報化の推進状況

本年度は、センターにおける 役員等の日程の周知、 職員への事務連絡や諸報告などできる限り eメール及び共用ファイルを活用して、事務処理の効率化、利便性の向上を図るとともに、ペーパーレス化につなげた。

また、10月から、大学共同利用施設の予約状況についての会議室別・日時ごとに利用者の確認と希望登録ができるようホームページ上にサイトを構築するとともに、請求書の作成・発行機能を付加させるなど事務処理の効率化を図るとともに、事務サービスの質的向上を図った。

(4) 経費の削減状況

運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の実施状況

運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費は3%以上、その他の事業費は1%以上の削減・効率化を図ることとなっている。

センターとしては、業務全般についての削減・効率化に対する職員の意識改革に努め、業務運営を実施したところである。なお、予定していた本年度の事業の一部については、国立大学法人化に伴う国立大学の事情を考慮し、やむを得ず来年度に実施することとしたこと及び来年度以降予定している国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築のために必要な財源の確保等も考慮したことから、一般管理費については、4.7%、事業費については、3.2%の効率化を図ったところである。

大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

大学共同利用施設の管理運営費の効率化については、同様に職員の意識改革を図るとともに、外部委託を実施した。

2. 国民に対して提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために実施した措置

(1) 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

財産管理に関する協力・助言

ア. 国立大学法人等の財産管理に資するための情報収集及び情報提供を図るとともに、専門家による法律相談を随時実施

〔実績〕

相談等の内容	処分関係	維持・管理	その他	計
件数	8	10	2	20
	(1)	(8)	(2)	(11)

()内は法律相談で内数

イ. 研究協議会の実施

国立大学の法人化初年度であり、各大学では承継財産の登記等に極めて忙しいという状況も考慮し(法人化前年度に当該内容の研究会を実施)、本年度の実施は見送った。

財産処分に関する協力・助言

ア. 各国立大学法人等においても重要財産の処分については中期計画の変更認可を必要としていること等もあって、財産処分についての具体的な相談等はなかったが、道路拡幅等のための土地の処分方法等に関することなど軽微な相談は受けており、これまでのノウハウを活かして適切に対応した。

イ．また、上記同様、国立大学の法人化初年度という事情により、財産処分関連業務に関し、国立大学法人等からの委託も本年度はなかった。

(2) 施設費貸付事業及び施設費交付事業

施設費貸付事業

ア．本年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行った。

イ．貸付に当たっては、センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づいて、貸し付け条件、申し込み内容の審査、資金の貸し付けの決定等について厳正に実施している。

ウ．これらの財源については、本年度は財政融資資金からの長期借入金であり、来年度はこれに加え、センター債券（財投機関債）の発行により、市場からの資金調達を予定している。

エ．貸付金の回収に当たっては、センター施設費貸付規程に基づき、確実に回収することとしており、また、長期借入金債務の償還については、センター法等法令に基づき、計画的に確実な償還を行った。

〔施設費貸付事業の実績〕

区 分	貸付金額	翌年度繰越額	借入金不要額
施設費	24 大学法人 39 事業 38,040 百万円	5 大学法人 6 事業 6,806 百万円	254 百万円
設備費	30 大学法人 51 事業 16,364 百万円	1 大学法人 2 事業 137 百万円	199 百万円
総 計	39 大学法人 90 事業 54,404 百万円	5 大学法人 8 事業 6,943 百万円	453 百万円

〔財源の実績〕

区 分	当初予定額	借入金額
財政融資資金借入金	61,800 百万円	54,404 百万円

注）貸付金の「翌年度繰越額」（6,943百万円）に係る財源については、来年度中に財政融資資金から借り入れる。

施設費交付事業

ア．センターに承継された特定学校財産の処分収入等を財源として、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行った。

イ．交付に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）」に基づき、適正に実施した。

〔施設費交付事業の実績〕

区 分	交付決定金額	支払済額	翌年度繰越額
交付事業	7 大学法人 7 事業 8,431 百万円	6,414 百万円	1,848 百万円

(3) 寄附金の受入れ及び配分

本年度は、法人化前から実施している受入れの制度について、それを継承して実施していることの啓発・普及を図るため、事業概要を分かりやすく説明したパンフレット(2,000部)を作成し、経済団体等に対し送付し、趣旨の理解と啓発に努めるとともに、個人篤志家対策としてセンターホームページにパンフレットの内容を掲載した。また、各方面に理解を得られるよう、各国立大学法人等にパンフレットを送付し、普及啓発を依頼した。

(4) 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

研究部(常勤教員4名)では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、大学の財務・経営に関する調査研究活動、内外の高等教育財政に関する調査研究活動、国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、IMHE事業等への参加等を行っており、また、これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めた。

大学の財務・経営に関する調査研究活動

本年度は、法人化前(平成15年度)に実施した質問紙調査(全国立大学の学長・事務局長を対象とした法人化以前の国立大学の財務に関する実態調査『国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査』)の分析を主として行った。

その成果については、第1次調査・中間報告書(『国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査』(2004年))として刊行し、各大学の参考に供した。

また、来年度は、法人化後の国立大学法人の財務の諸側面を実証的に明らかにすることを予定しており、その本格的調査のための訪問調査(2大学)を実施した。

内外の高等教育財政に関する調査研究活動

本年度は、文部科学省・長期在外研究員(平成16年1月~平成17年1月に在外研究員として米国コロンビア大学に客員研究員として赴任)として、米国州立大学における先進的学内配分システムについて調査・研究を行った。

また、この他にも、欧州の諸大学における学内資金配分(業績主義的資金配分)に関する先進的事例として、イタリア・カタリニャ大学、ポルトガル・リスボン大学の学内資金配分システムについて聞き取り調査を実施した。

国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

本年度は、後述((6)国立大学法人等の財務・経営の改善に資するための情報提供)する来年度以降、計画している「国立大学法人の財務概要(仮称)」の刊行及び「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の構築に関連して、国立大学法人の財務資料(予算、収支計画、及び資金計画)等の収集を行うとともに、当該財務概要を検討するための企画検討会議の状況を踏まえつつ、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群(財務の健全性・安定性、活動性、発展性及び効率性)の研究開発・検討を進めた。

より具体的には、国立大学法人等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書で得られる財務諸表の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを行った。また、私立大学で実施されている財務分析の方法等についても調査し、国立大学法人と学校法人の異同点を考慮した財務指標のあり方について検討作業を行った。

IMHE事業等への参加

研究部は、法人化前からOECDの高等教育経営研究事業（IMHE）及び英国の高等教育ファンディング・カウンシル（HEFCE）の共同提案による「国際高等教育財政経営プロジェクト」（2002～2004）に参加している。当該プロジェクトは、日本を含む8か国が参加し、国レベルの高等教育財政及び機関レベルの大学経営についてのあり方を検討することを目的としたものである。より具体的には、参加8か国がそれぞれの国の高等教育財政と大学経営の実態について報告書を作成し、参加国が探っていくものである。本センターは、日本側の参加機関であり、日本の高等教育財政と大学経営に関する報告書（英文）作成を行った。

本年度は、当該プロジェクトの成果となる参加各国のケーススタディ・報告書の翻訳作業を行った。この翻訳作業は、国内関係者に対し各国の高等教育財政や経営の実態について、より簡便な形での情報提供を可能とするものである。当該報告書には、各国の高等教育財政の実態及び大学経営の効率化、コスト削減、自己収入増加などについての事例が記載されており、国立大学関係者はこの翻訳を通じて大学経営についての有用な知見を得ることができる。なお、翻訳作業は、8か国中3か国分が完成した。

この他、米国における高等教育マネージメント・システムセンター（National Center for Higher Education Management and Systems）やヨーロッパ大学協会（European University Association）、オランダ学長会議（Danish Rector's Conference）等を訪問し、当該期間の活動状況についての聞き取り調査や情報の交換を行うなど、センターが国際的な高等教育研究機関として、研究協力ネットワークの形成を図った。具体的には、高等教育マネージメント・システムセンターでは、アメリカの大学経営に関する専門的知識、人的ネットワーク情報を有しており、本センターの大学職員の研修、データベース構築、経営情報提供などを進める上で、問題、大学等からの反応、課題などの情報を得ることができた。ヨーロッパ大学協会では各国の大学マネージメント改革への取組、とりわけ授業料政策の動向につき意見交換し、オランダ学長会議では研究資金の配分方式とコスト管理について実態把握に努めた。

調査研究成果の公開

上記調査研究の成果について、本年度は、高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会、研究紀要の刊行、「英国大学経営指針（続）」の刊行及び各教員による基礎研究の発表・報告を行った。

（５）セミナー・研修の開催・実施

センターにおける法人化前のセミナー・研修事業の実施については、国立大学の法人化が検討されていたことから、それに備えて、国立大学副学長等を対象にリーダーシップ養成のためのセミナー、事務局長等を対象としたマネージメント能力の養成のためのセミナー、部長等を対象とした実務研修を行っていた。

法人化後の本年度のセミナー・研修事業の実施については、センター法、国立大学法人法及び中期目標等の趣旨に沿って、それぞれの企画委員会における受講対象者の意向等を踏まえ、次のとおり、大学トップマネージメントセミナー（国立大学病院経営セミナーを含む）、大学財務・経営セミナー、及び大学職員マネージメント研修を実施した。

大学トップマネージメントセミナー

ア．大学トップマネージメントセミナー

趣 旨：各国立大学法人が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、国立大学法人等のマネージメントについての的確な情報と専門的助言を行い、直面する諸課題等について検討を深めることを目的として開催

対 象 者：各国立大学法人等の役員等

開 催 日：平成16年10月20日（水）・21日（木）

場 所：学術総合センター

参加者数：148名

本年度は、企画委員会における受講対象者の意見を踏まえ、各国立大学法人が法人化の趣旨に沿って、その機能を有効に発揮できるよう、国立大学法人等のマネジメントについての確かな情報と専門的助言を得るとともに、直面する諸課題等について検討を深めることを目的とした。その際、国立大学法人化後、半年を経過した段階でもあり、その内容は各大学法人における問題点の共通認識並びに情報交換に重きを置いて実施した。

イ．国立大学病院経営セミナー

趣 旨：国立大学の中において最大規模の組織である大学病院は大学法人の経営に大きな影響力を持つため、その経営責任者等を対象として病院経営上の諸課題に対して的確に対応できる経営能力の涵養を図ることを目的として開催

対 象 者：学長、役員、事務局長、病院長等

開 催 日：平成17年3月9日（水）・10日（木）

場 所：学術総合センター

参加者数：144名

国立大学附属病院は、国立大学法人において最大の収支規模の部局であり、国立大学法人の経営に大きな影響力を持っている。また、附属病院については、専門性も高く、医療問題も絡むなど経営上の様々な問題が指摘されている。加えて、附属病院経営担当が上記大学トップマネジメントセミナーの受講対象者と必ずしも一致していないことから、本セミナーは、附属病院の経営責任者等を対象にして、病院経営上の諸課題に的確に対応できる経営能力の涵養を図り、もって国立大学病院の経営改善に資することを目的として実施した。

大学財務・経営セミナー

趣 旨：国立大学法人等の財務及び経営について、基本的知識の習得と経営能力の涵養を目的として開催

対 象 者：各国立大学法人等の担当理事、事務局長、担当部長

開 催 日：平成17年1月27日（木）「人事・労務の部」

平成17年1月28日（金）「財務・会計の部」

場 所：学術総合センター

参加者数：203名（人事・労務の部）、197名（財務・会計の部）

本セミナーは、国立大学法人化後半年を経過した段階という状況も考慮し、基本的知識の習得及び経営能力の涵養を目的として、座学中心に実施した。

大学職員マネジメント研修

趣 旨：国立大学法人等の財務管理等に関する専門的知識の向上を図ることを目的として開催

対 象 者：財務担当課長・係長

開 催 日：平成16年10月25日（月）～29日（金）

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター

参加者数：106名

本年度は、国立大学法人等半年を経過しない段階ということも考慮し、当該法人の財務課長等の担当者に不足していると思われる財務管理の専門的知識を習得してもらうことを中心に実施することとし、教材としては、センターが刊行した「国立大学法人経営ハンドブック」を活用し、各章の執筆担当者による講義・演習形式で実施した。

(6) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、刊行物などを通してマネジメントに関する情報の提供・交流を行った。

「英国における大学経営の指針（続）」の刊行・提供

センターの調査研究において、英国の高等教育ファンディング・カウンシル（HEFCE）における大学経営に関する各種マニュアル・報告書等の主要なものについて翻訳した成果をとりまとめた冊子「英国における大学経営の指針（続）」を平成16年9月に刊行（600部）し、各国立大学法人等に配布した。

ガイドブック等の作成・配布

ア．「国立大学法人経営ハンドブック」の刊行の検討

本年度は、法人化前に編集委員会で検討していた当該ガイドブックについて、新たに国立大学法人役職員、監査法人及び民間シンクタンク等の専門家で構成する「国立大学法人経営ハンドブック編集委員会」を設置し、国立大学法人等の経営に資する情報を体系的にわかりやすく提供するための章立て、記載内容等の編集企画を行い、本年5月に第1集（法人化に伴い需要が高いと思われる「財務管理」に重点をおいて「法人化制度の概要」、「予算・組織の管理」等第11章（第2章及び第3章を除く。）にわたり取りまとめたもの）を刊行（600部）し、各国立大学法人等に配布した。

その後、この第1集において、内容的に取りまとめに時間を要した第2章「経営と戦略」及び第3章「目標と計画」を10月に追録として刊行するとともに、国立大学法人監査基準の制定に伴い、第10章「監査」の改訂の刊行を3月に行った。

イ．「国立大学法人の財務概要」（仮称）の刊行

国立大学法人化に伴い、各大学で本年度は決算において財務諸表等を公表することとなった。そのため、これら財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に冊子として刊行することを計画しており、本年度は国立大学法人役職員及び監査法人等の専門家で構成する「国立大学法人の財務概要（仮称）企画検討会」を設置し、目的、項目及び経営分析の方法などの企画・検討を4回にわたり行った。

ウ．国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

来年度は、国立大学法人の財務・経営情報を収集・蓄積し、集計・分析を行い、各大学の財務・経営の改善に寄与するための「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の基本設計を計画している。

このため、本年度は、国立大学法人役職員、監査法人及び民間シンクタンク等の専門家で構成する「国立大学法人財務・経営データベース検討委員会」を設置し、その有用性、他機関の事例研究などの検討を行った。

国立大学法人等財務管理等に関する協議会の開催

本年度は、マネジメントに関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象に、「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を2回開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務管理に関する課題処理事例として大学からの紹介を行うなど交流を実施した。

(7) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等に対する財務・経営に関し、次の協力・助言を行った。

財務・経営改善の情報提供、経営相談

9月にセンターのホームページにおいて、各国立大学法人等において実施された経営改善等の方策の事例を募集し、その内容を紹介する「経営改善方策に係る事例募集窓口」を作成するとともに、国立大学法人等からの財務・経営に関する質問を受け付け、それに対する回答を掲

載する「国立大学法人等に対する経営相談窓口」を開設した。本年度は事例紹介として「東大病院の運営体制の改革」2件を掲載した。

教育研究用機器の有効活用

法人化前から、教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）システム」を構築し、その運用を行ってきたが、国立大学等の法人化に伴い、システムの改修とともに、リユース登録入力等の改善を行い、利便性の向上を図った。

また、システム利用促進のため、システムの概要をホームページに掲載するとともに、システムについて説明したパンフレットを作成し、各国立大学法人等に送付した。

（８）大学共同利用施設の管理運営

本年度は、大学共同利用施設の管理運営については、次のとおり適切に実施した。

この施設の有効活用については、稼働率の向上をめざし、次のとおりの対策を推進した結果、本年度全体の稼働率は47.6%となった。

なお、利用者の満足度については、アンケート調査を実施した結果、満足度の高い回答を得た。

学術総合センター共用会議室の管理運営

当該共用会議室の適切な管理運営の実施とともに、施設利用の促進を図るため、ア)会議室等に係り利用案内を作成し、窓口等での配布とともに、近隣民間団体への訪問PRの実施、イ)ホームページに施設利用案内を掲載し、会議室の予約状況の表示とともに、ホームページ上から予約希望登録の受付の実施、ウ)施設利用に伴う会場設営等のサービスをそれぞれ開始した。また、外部委託については、会議室利用に伴う受付や案内窓口、会場設営等の管理業務について実施した。

その結果、当該共用会議室の本年度の稼働率は36.3%となった。

キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

当該センター利用室の適切な管理運営の実施とともに、施設利用の促進を図るため、ア)利用案内を作成し、国立大学協会、私立大学等関係団体の会議等での配布、イ)ホームページへの施設利用案内の掲載、一時利用室の予約状況の表示の開始とともに、ホームページ上から予約の希望登録の受付など各種サービスに充実した。

また、稼働率の低い大阪地区の利用促進を図るため、西日本地区の公私立大学に利用案内の配布とともに、アンケート調査を実施し、この結果を踏まえ、役員が、関西の私立大学を直接訪問し、PR活動を実施した。

なお、当該利用室等の窓口案内、管理運営業務については、外部委託としている。

その結果、当該利用室の本年度の稼働率は49.4%となった。

（９）旧特定学校財産の管理処分

旧特定学校財産の管理処分の促進については、諸対策等を検討・実施し、本年度は一部売却を行った。その他の財産の処分についても、来年度以降、早期売却に向けて対策等を講じることとしている。これらの財産の本年度の状況は次のとおりである。

大阪大学医学部跡地の状況

当該跡地（125㎡）は、当該跡地が含まれる中之島4丁目北地区の市街地再開発事業に関連し処分していく予定であり、その進捗状況等について、地元自治体（大阪市）と協議中である。

広島大学本部地区跡地の状況

ア．一部処分（売却）

当該跡地（68,333㎡）のうち、一部（21,519㎡）について、地元自治体（広島市）に取得希望の有無について照会し、広島市から取得の対象外との回答のあったことから、当該部分の売却について、平成17年3月1日一般競争入札を実施した。その結果、不動産業者が落札したため、同年3月7日に契約を締結し、同年3月24日売買代金の収納が行われ、所有権を移転した。

イ．残り部分の処分

残りの当該跡地（46,814㎡）については、センターから広島県及び広島市に対して、平成16年4月に当該跡地の取得の要望について回答期限を示した文書による照会を行ったが、広島市から取得等の検討のために回答期限の延長の希望が出され、センターとして総合的に判断した結果、回答期限を本年度末までに延長した。（その後広島市から再度回答期限の延長の要望により回答期限を平成17年度末までとしている。）

東京大学生産技術研究所跡地の状況

当該跡地（29,987㎡）は、法人化前に、国立新美術館建築工事用地として使用承認を受けていた土地であり、本年度は、当該跡地は、用途に応じて（当該利用用地として文化庁、地下鉄道構築用地として東京地下鉄㈱、及びマンホール用地として東日本電信電話㈱）それぞれの土地の賃貸借契約を締結した。

（10）承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、法令及び法令に基づく協定書（文部科学大臣決定）に基づき、関係国立大学法人から納付される金額を次のとおり確実に徴収し、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を行った。

〔償還等の実績〕

区分	元金	利子	合計
償還額	77,129百万円	30,985百万円	108,115百万円
回収額	43国立大学法人	43国立大学法人	43国立大学法人
	73,379百万円	30,926百万円	104,306百万円

(注) 1 償還額について、大学法人負担金のほかセンター資金を原資に承継した債務の償還を行った。

2 単位未満四捨五入のため合計が合致していない。

3. 短期借入金の状況

短期借入金の限度額は、101億円である。なお、平成16年度においては短期借入金の実績はなかった。

4. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画に対する実績

平成16年度において財産の譲渡及び担保への供与については、該当がなかった。

5. 剰余金の使途

平成16年度において剰余金の使途については、該当はなかった。

6. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する計画に対する実績

柔軟な組織体制の構築

本年度は、前記「 - 1 組織の整備状況 - (1) 事務組織の状況」において記載しており、業務量及び業務内容に応じて柔軟な組織体制とした。

人事交流

職員の採用については、法人化前においても、すべて文部科学省、財務省及び国立大学との人事交流により配置し、組織独自の採用を行っていなかった。それは、組織としての採用が、小規模の組織であるため、人事の停滞を招くおそれが強いこと及びセクションの少なさから当該採用者の人材養成が困難と考えられた事などが理由である。

法人化後においても、この考え方を踏襲し、来年度も文部科学省、財務省及び国立大学との人事交流により配置した。

なお、本年度の常勤職員数は26名であり、人事に関する計画との変更はない。

職員の研修

職員の専門性や意識の向上を図るため、次のような研修の機会を設け、参加させた。

ア. センターにおける独自の研修

放送大学の授業科目を利用し、ア) センターの係長以上の職員に対し、その職務遂行に必要な広範な知識を習得させ、もって管理・監督者としての資質の向上を図ることを目的とした「管理監督者研修コース」、イ) 職員に対し、その職務遂行に必要な広範な知識を習得させ、もって職員の資質向上を図ることを目的とした「一般職員研修コース」を実施し、それぞれ参加者は、1名及び3名の計4名であった。

イ. 国立大学における研修(人事交流元の研修)

研修名	主催	期間	参加者(参加人数)
平成16年度東京大学中堅職員研修	東京大学	16.10.19~10.21	人事交流者(1人)
平成16年度千葉大学係長研修	千葉大学	16.10.26~10.28	人事交流者(1人)
平成16年度東京大学初任係長研修	東京大学	16.11.10~11.12	人事交流者(1人)
平成16年度東京大学副課長級研修	東京大学	16.12.7~12.9	人事交流者(1人)

ウ. 国立大学ブロック研修

研修名	主催	期間	参加者(参加人数)
平成16年度関東・甲信越地区国立大学法人等係長研修	東京学芸大学・ 東京農工大学	16.9.28~10.1	人事交流者(1人)

エ . 国立大学ブロック研修

研 修 名	主 催	期 間	参加者(参加人数)
平成16年度国立大学法人等新任課長・事務長研修	社団法人国立大学協会	17.2.9~2.10	課長(1人)